10　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等について、次のとおり見直しを行うこととした。（所得税法施行令第一七〇条及び第一七〇条の二関係）

㈠　本特例の適用対象から除外される有価証券等の範囲を定める。

㈡　本特例の適用対象となった新株予約権の行使により取得した有価証券等を国外転出の時から引き続き有しているものとみなすとともに、当該有価証券等の国外転出時における価額に相当する金額の計算方法を定める。

㈢　国外転出の時後に有価証券等を譲渡した場合において、その譲渡した有価証券等が国外転出の時において有していた有価証券等に該当するかどうかの判定方法の整備を行う。

11　確定申告書等に添付すべき生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えることとした。（所得税法施行令第二六二条及び第三一九条関係）

12　贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予について、次の措置を講ずることとした。（所得税法施行令第二六六条の三関係）

㈠　適用被相続人等の相続人が相続等納税猶予分の所得税額につき納税の猶予を受ける際の担保の提供期限を定める。

㈡　適用被相続人等の相続人が遺産分割等があった場合の修正申告書の提出をする場合において、増加した相続等納税猶予分の所得税額につき納税の猶予を受ける際の当該修正申告書に記載すべき事項及び添付すべき書類を定める。

13　遺産分割等があった場合の修正申告の特例等について、遺産分割等の事由の細目を定めることとした。（所得税法施行令第二七三条の二関係）

14　年末調整の不足額の徴収猶予を受けるための申請書等について、当該申請書等を提出する者の個人番号の記載を要しないこととした。（所得税法施行令第三一六条、第三一九条の二、第三二四条、第三二五条、第三三一条及び第三五五条関係）

15　利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、個人番号の告知を要しない者の範囲を定めることとした。（所得税法施行令第三三六条、第三三八条、第三四二条、第三四八条、第三四五条、第三四六条、第三四八条、第三五〇条、第三五〇条の三、第三五〇条の五、第三五〇条の八及び第三五〇条の一〇関係）

二　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四一号）の一部改正関係

国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しに係る国内源泉所得の範囲の改正に伴い、支払調書制度の対象となる非居住者又は外国法人に対して平成二八年四月一日から同年一二月三一日までの間に支払われる国内源泉所得の範囲について所要の経過措置を講ずることとした。（所得税法施行令の一部を改正する政令附則第一四条の二関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四六号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　組織再編成に係る税制について、次のとおり整備を行うこととした。（第四条の三関係）

㈠　共同で事業を営むための分割の適格要件について、分割法人の全てが資本又は出資を有しない法人である場合には、株式継続保有要件を除外して判定する。

㈡　適格現物出資の対象から除外される現物出資等の範囲を定める。

㈢　共同で事業を営むための株式交換等の適格要件のうち役員継続要件について、その株式交換等前の株式交換完全子法人等の特定役員の全てがその株式交換等に伴って退任をするものでないこととする。

㈣　共同で事業を営むための合併、分割又は株式移転の適格要件のうち株式継続保有要件の判定等について、明確化を図る。

2　公益法人等の収益事業の範囲について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布の業務として行う物品販売業を収益事業から除外する措置を講ずるとともに、民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業を収益事業から除外する措置におけるその支援限度額の算定対象となる施設に都市再生特別措置法の整備計画に記載された国際競争力強化施設を加えることとした。（第五条関係）

3　平成二八年四月一日以後に取得をする建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法について、定率法を廃止することとした。（第四八条の二、第四八条の四、第四九条、第五一条及び第五三条関係）

4　役員給与の損金不算入制度について、事前確定届出給与の届出が不要となる特定譲渡制限付株式等による給与における特定譲渡制限付株式の範囲及び利益連動給与の支給額の算定の基礎となる利益の状況を示す指標の細目を定めることとした。（第六九条関係）

5　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲につき、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金のうち一定の使途に充てられるものを加えるとともに、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構等の補助金及び電波法に基づく指定周波数変更対策機関の給付金を除外することとした。（第七九条関係）

6　貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人の範囲に、株式会社日本貿易保険を加えることとした。（第九六条関係）

7　譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、対象となる譲渡制限付株式の範囲等を定めることとした。（第一一一条の二関係）

8　株式交換完全親法人等が適格株式交換等により取得した株式交換完全子法人等の株式の取得価額について、その株式交換完全子法人等の直前における株主の数が五〇人以上である場合には、その株式交換完全子法人等の前期期末時の簿価純資産価額に適格株式交換等の直前までの資本金等の額等の増減を加減算したものとすることとした。（第一一九条関係）

9　公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、その普通法人が医療法の実施計画の認定を受けた医療法人である場合における累積所得金額から控除する金額等の細目を定めることとした。（第一三一条の五関係）

10　留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額の計算について、次のとおり整備を行うこととした。（第一三九条の一〇及び第一五五条の二五関係）

㈠　法人税の額に乗ずる率を一〇・四パーセント（改正前一六・三パーセント）とする。

㈡　特定同族会社が支出した地方税法の特定寄附金につき道府県民税及び市町村民税の額から控除される金額がある場合の計算方法を定める。

二　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四二号）の一部改正関係

会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額の計算に関する経過措置等について、欠損金の繰越控除制度に関する経過措置の見直しに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第一条及び第一〇条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（財務省）

1　連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算等について、地方法人税の税率を一〇・三パーセント（改正前四・四パーセント）とすることに伴う所要の整備を行うこととした。（地方法人税法施行令附則第二条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四八号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正関係

1　消費税が非課税となる教育に関する役務の提供に類する教育を行う施設の範囲から、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の施設を除外することとした。（消費税法施行令第一六条関係）